

令和 6 年 6 月 6 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01134

研究課題名（和文）国内及び欧州の諸機関による国内法秩序形成に関する比較実証研究

研究課題名（英文）Comparative empirical research on the formation of the domestic legal orders by National and European organisations

研究代表者

奥村 公輔（Okumura, Kosuke）

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号：40551495

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本課題は、統治体制が似ているフランス・イタリア・ベルギーの国内法秩序が各国内機関及び欧州機関によりどのように形成されるかを実証的に検討することである。代表者の奥村は、国務院に着目し、フランス・イタリア・ベルギーの国内法秩序形成を検討した成果を学術書として纏めた。分担者の伊藤は、EU裁判所・欧州人権裁判所に着目し、フランス・イタリアの国内法秩序形成との関係を分析する論文を多く執筆した。分担者の東は、イタリア憲法裁判所に着目し、EU裁判所・欧州人権裁判所との関係性を再整理する論文を執筆した。各自の研究を通じ、ある程度、フランス・イタリア・ベルギーの国内法秩序形成のあり方を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

欧州の国内法秩序形成を検討する場合、その対象国は公法学が従来研究対象としてきたフランス・ドイツであるが、フランスとドイツの国家体制は多くの点で異なる。そこで、本課題は、第一に、フランス及びフランスと類似の国家体制を有するイタリア・ベルギーの3か国における国内法秩序形成を明らかにした点に意義がある。本課題は、第二に、国内法秩序形成に関わるアクターとして、国内の政治部門（政府・議会・法制諮問機関）、国内の裁判部門（国内最上級審・憲法裁判所）、欧州機関の裁判所（EU裁判所・欧州人権裁判所）に着目し、これらの機関の相互関係・相互作用の観点から3か国の国内法秩序形成を明らかにした点に意義がある。

研究成果の概要（英文）：The task of this project is to empirically examine how the domestic legal order in France, Italy and Belgium, which have similar governance systems, is formed by the respective national and European institutions. Representative Okumura focused on the Councils of State and published an academic book on the results of the examination of the formation of the domestic legal order in France, Italy and Belgium. Shareholder Ito focused on the Court of Justice of the European Union and the European Court of Human Rights and wrote many articles analysing their relationship with the formation of the domestic legal order in France and Italy. Shareholder Azuma focused on the Italian Constitutional Court and wrote an article reorganising its relationship with the Court of Justice of the European Union and the European Court of Human Rights. Through their own research, they were able to clarify, to some extent, the state of the formation of the domestic legal order in France, Italy and Belgium.

研究分野：憲法

キーワード：フランス・イタリア・ベルギーの国内法秩序形成 国内機関と欧州機関との関係 裁判官対話 国務院 憲法裁判所とEU裁判所・欧州人権裁判所 法制諮問機関と憲法裁判所 法制諮問機関とEU裁判所・欧州人権裁判所 国内政治部門とEU裁判所・欧州人権裁判所

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

従来、欧州の国内諸機関間における相互作用(欧州諸国の諸裁判所がその国内政治諸機関に及ぼす影響、さらにそのような国内政治諸機関の対応が再び諸裁判所に及ぼす影響)に関する実証分析はほとんど行われていない。一方で、近年の欧州諸国に関する公法学研究では、欧州諸裁判所と国内諸裁判所との関係や国内諸裁判所間(いわゆる「裁判官対話」)の関係を分析するようになってきたが、各国における国内法に関する国内諸機関間の相互作用についての分析が行われてこなかったため、EU法・欧州人権法の受容に関する欧州諸機関と国内諸機関との相互作用についての分析も殆どなされていない状況にある。その要因として、判例研究が比較的容易であるのに対して、国内の政治諸機関及び欧州の政治諸機関の情報を得ること、及び、これらの諸機関を含めた国内法秩序形成における相互作用を分析することは非常に難しいことが挙げられる。

## 2. 研究の目的

EU加盟国であってかつ欧州評議会構成国でもある国は、国内法・EU法・欧州人権法という多元的法秩序を有しているため、国内法秩序形成を明らかにするためには、国内及び欧州諸機関による国内法秩序形成について多元的要因を統合する実証分析が必要となる。フランスはEUと欧州評議会のいずれにおいても重要な役割を果たしているため、フランスの国内法秩序形成モデルを明らかにすることが第一の目的である。一方、EUと欧州評議会の両方に加盟している国は欧州に多く存在するため、フランス以外の加盟国での国内法秩序形成を明らかにすることも必要となる。しかしいずれの国も当然ながら異なる統治体制を有しており、すべての国を比較法的に検討することは到底現実的とは言えない。それ故、フランスと類似の国内諸機関を有するベルギー・イタリアとの比較法的検討を行い、フランスとの異同を対照・分析することで、フランスモデルの特徴をより明確にすることが第二の目的である。

## 3. 研究の方法

国内及び欧州の諸機関による国内法秩序形成に関するフランスを中心とする比較法的研究は、従来の公法学・EU法学・欧州人権法学においては行われていない。本研究の目的は、多元的法秩序の下にある欧州諸国、具体的にはフランス及びフランスと類似の統治体制を有する国の国内法秩序形成を実証的に明らかにすることにあるが、本研究は、フランスとは統治体制が異なる欧州諸国(例えばドイツ)の国内法秩序形成を検討するための基準を示すことにより、公法学・EU法学・欧州人権法学への貢献を目指す試みである。従来の研究では、国内諸裁判所(憲法裁判所、行政裁判所、司法裁判所等)及び欧州諸裁判所(EU裁判所、欧州人権裁判所等)の諸判例やこれらの裁判所間関係の検討が中心であったが、本研究は、これらの裁判所以外に、国内法秩序形成に関わる重要アクターたる国内政治諸機関(政府、議会、法制諮問機関)、EU政治諸機関(欧州議会、欧州閣僚評議会、欧州委員会等)及び欧州評議会政治諸機関(欧州評議会議員会議、閣僚委員会等)間の相互作用に関する総合的実証分析を行うことに独創性・革新性がある。

本研究の実証分析にあたって、国内及び欧州の政治諸機関の情報を取得することが必要不可欠となる。これらの機関は、全ての法分野についての情報を全て開示しているとは言い難いため、法分野を特定する必要がある。そこで、諸アクターの情報にアクセス可能な具体的素材として、政教分離及び代理母制度を検討した。政教分離については国内法秩序形成において、国内諸機関だけでなく、欧州人権法(例：公共空間でのブルカの着用禁止)との関係で欧州評議会諸機関、EU法(例：職場でのスカーフ着用禁止)との関係でEU諸機関が関与している。代理母制度についても同様に国内法秩序形成において、国内諸機関だけでなく、欧州人権法(例：外国での代理懐胎子の親子関係、国籍、出入国管理等)との関係で欧州評議会諸機関、EU法(例：育児休暇、職場における性差別禁止)との関係でEU諸機関が関与している。本研究にあたっては、多様なアクター間の相互作用を実証分析する必要があるが、このような現実に欧州で問題となっている2つのテーマに絞って実証分析した。

## 4. 研究成果

1年目である令和3年度では、本研究課題の比較検討対象国であるフランス、ベルギー及びイタリアのうち、従来研究が手薄であるイタリア法を中心に代表者及び分担者で検討を行い、全体での知識共有を行うことを中心とした。令和3年度には計6回の研究会を行った。まず、第1回研究会(4月24日)では研究の方向性についての確認を行い、第2回研究会(7月3日)では分担者の東が「イタリア法の概要」と題する報告を行い、第3回研究会(8月28日)では代表者の奥村が「イタリア国務院の概要」と題する報告及び東が「イタリアの裁判制度」と題する報告を行い、第4回研究会(10月16日)では分担者の伊藤が「ヨーロッパ法における「裁判官対話」

French Data Network事件(2021.4.21)を素材に」と題する報告を行い、第5回研究会(12月4日)では奥村が「続・イタリア国務院諮問部の概要」と題する報告を行い、第6回研究会(3月26日)では奥村が「イタリアの国務院制度と政府の憲法解釈への影響」と題する報告及び東が「EU司法裁判所判決C-746/18に対するイタリア司法・立法の対応」と題する報告を行った。

このような研究会を通じて、代表者及び分担者は、従来から研究蓄積のあるフランス法とヨーロッパ法との関に関する分析は無論、イタリア法とヨーロッパ法との関係の分析をも深めることができた。

2年目である令和4年度では、1年目である令和3年度に続き、本研究課題の比較検討対象国であるフランス、ベルギー及びイタリアのうち、従来学界において研究が手薄であるイタリア法を中心に代表者及び分担者で研究会及び検討会を頻繁に開催し、全体での知識共有を図った。令和4年度には計7回の研究会を行った。イタリア法に関する主要な研究報告として、第1回研究会（2022年5月21日）では分担者の伊藤が「ヨーロッパ人権条約第16議定書とイタリア」と題する報告を行い、第7回研究会（2023年3月4日）では分担者の東が「EU法とイタリア法の関係に関するイタリア憲法裁判所の近年のアプローチ」と題する報告を行い、代表者及び分担者間でイタリア法における近年の重要な諸論点について知識共有を行うことができた。また、第6回研究会（2023年1月24日）では、イタリア・フィレンツェ（Firenze）大学法学部において在外研究中の土井翼氏（一橋大学大学院法学研究科准教授）をオンラインによりゲストスピーカーとして招き、イタリア法に関する重要な諸論点につき知識提供をいただいた。このような研究会を通じて、代表者及び分担者は、イタリア法とヨーロッパ法との関係の分析をさらに深めることができた。

最終年度である令和5年度では、本研究課題の比較検討対象国であるフランス、ベルギー及びイタリアの国内法秩序形成につき、EU法及び欧州人権法がいかなる影響を及ぼしているかを総合的に検討することを目的とし、代表者及び分担者で計5回の研究会を開催し、全体での知識共有を図った。代表者の奥村は、EU法及び欧州人権法の影響を考慮して、フランス及びベルギーにおける緊急事態に関する法の検討を行い、特にフランスにおいては国務院行政部〔法制諮問機関〕及び憲法院、ベルギーにおいては国務院立法部〔法制諮問機関〕及び憲法裁判所に着目して、その検討を行った。分担者の伊藤は、イタリア憲法裁判所、フランス憲法院及びEU裁判所、欧州人権裁判所との間の公式・非公式な接触に着目し、各裁判所の公式サイトにおけるプレスリリース等の調査及び近時の記念論文集等への寄稿状況を素材としつつ追跡調査を行った。分担者の東は、イタリア憲法裁判所の検討を行い、イタリア憲法裁判所が、EU法及び欧州における基本権保障の発展に伴い、欧州の裁判所と関係を密にする通常裁判所に基本権保障の役割を奪われていったが、それに抵抗し自らの基本権保障の役割を取り戻そうと憲法判例において試みたこと、また、その憲法裁判所の判例に疑問を抱いた通常裁判所が憲法裁判所に問題提起を行い、憲法裁判所が判例を修正する過程を考察した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 YOLJ-L2303008
2. 論文標題 憲法裁判所「的」機関の違憲審査と最高裁判所の違憲審査	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 有斐閣Onlineロージャーナル	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 95巻5号
2. 論文標題 議事手続と司法審査・再考	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 59-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 12号
2. 論文標題 フランスの近時における政治変動と憲法変動	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 163-176
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 6号
2. 論文標題 特定国製品のボイコットの呼びかけと表現の自由：民間人による特定国製品のボイコットの呼びかけとヘイトスピーチとの境界線 バルダッシ判決 <i>Baldassi and others v. France</i> , 11 June 2020	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 43-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 12号
2. 論文標題 スペイン国務院関係法令集	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 東北ローレビュー	6. 最初と最後の頁 100-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 東史彦	4. 巻 67巻4号
2. 論文標題 「基本権保障をめぐるEUおよび加盟国裁判所間の対話：イタリア憲法裁判所による「再集権化」(riaccentramento)を題材に	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 上智法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 33号
2. 論文標題 フランスにおける緊急事態と憲法・憲法学	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 憲法問題	6. 最初と最後の頁 20-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 33号
2. 論文標題 「緊急事態」と人権制約 新型コロナ対策の日仏比較	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 49-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 90号
2. 論文標題 〔資料〕フランスにおける衛生緊急事態条項の消滅あるいは一般化？	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 147-189
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 852号
2. 論文標題 フランスの国民投票運動におけるインターネット利用の規制	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 レファレンス	6. 最初と最後の頁 29-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 8号
2. 論文標題 フランスの二重機能型内閣と欧州人権条約6条1項の定める「独立の公平な裁判所」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 グローバル研究	6. 最初と最後の頁 25-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 8号
2. 論文標題 グローバル化と国家元首 欧州統合におけるフランス、イタリア、オランダ、ベルギーの国家元首の憲法解釈権に関する基礎的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 グローバル研究	6. 最初と最後の頁 1-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 奥村公輔	4. 巻 89号
2. 論文標題 ヨーロッパにおける二重機能型内閣の受容と変容 フランス・イタリア・オランダ・ベルギーの内閣の横断的分析	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 31-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伊藤洋一	4. 巻 93巻4号
2. 論文標題 ヨーロッパ人権条約第16議定書と「裁判官対話」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 53-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件(うち招待講演 15件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 行政による憲法適合的解釈
3. 学会等名 成城大学公法研究会(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 行政による憲法適合的解釈
3. 学会等名 関西憲法判例研究会(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 行政による憲法適合的解釈
3. 学会等名 東北大学公法研究会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 行政による憲法適合的解釈
3. 学会等名 第87回日本公法学会総会第1部会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 伊藤洋一
2. 発表標題 ヨーロッパ法における「裁判官対話(le dialogue des juges)」について
3. 学会等名 東京大学基礎法学研究会（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 東史彦
2. 発表標題 EU法とイタリア法の関係等について
3. 学会等名 日弁連「人権と報道に関する特別部会」現地調査事前導入講義（招待講演）
4. 発表年 2023年



1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 フランス型国務院の受容と変容 フランス、イタリア、オランダ、ベルギーの国務院の横断的分析
3. 学会等名 第175回フランス行政法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 政府の憲法解釈の諸相 フランス型国務院の横断的分析の観点から
3. 学会等名 東北大学公法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 伊藤洋一
2. 発表標題 ヨーロッパ人権条約第16議定書とイタリア
3. 学会等名 一橋大学EU法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 東史彦
2. 発表標題 EU法とイタリア法の関係に関するイタリア憲法裁判所の近年のアプローチ-Accentramento-
3. 学会等名 上智大学比較法外国法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 フランスにおける緊急事態と憲法・憲法学
3. 学会等名 全国憲法研究会 2021年度春季研究集会総会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 「緊急事態」と人権制約 コロナ対策の日仏比較
3. 学会等名 第33回（2021年度）国際人権法学会研究大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 奥村公輔
2. 発表標題 政府の憲法解釈の諸相 フランス、ベルギー、オランダ、イタリアにおける政府の憲法解釈
3. 学会等名 フランス公法研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 伊藤洋一
2. 発表標題 ヨーロッパ人権条約第16議定書とフランス国務院
3. 学会等名 フランス行政法研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 東史彦
2. 発表標題 国内及び欧州の諸機関による国内法秩序形成に関する比較実証研究 イタリアに関する試案
3. 学会等名 比較法外国法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 Hajime Yamamoto et Pierre Brunet(dir.)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 mare&martin	5. 総ページ数 510
3. 書名 Voyages et rencontres en droit public	

1. 著者名 長谷川憲 = 植野妙実子 = 大津浩編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 366
3. 書名 プロヴァンスからの憲法学 日仏交流の歩み	

1. 著者名 伊藤洋一(編著)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 328
3. 書名 裁判官対話：国際化する司法の協働と攻防	

1. 著者名 曾我部真裕 = 赤坂幸一 = 櫻井智章 = 井上武史 (編)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 503
3. 書名 憲法秩序の新構想	

1. 著者名 横大道聡 = 新井誠 = 菅原真 = 堀口悟郎 (編)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 398
3. 書名 グローバル化のなかで考える憲法	

1. 著者名 奥村公輔	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 552
3. 書名 政府の憲法解釈の諸相	

1. 著者名 岩村正彦 = 大村敦志 = 齋藤哲志 (編)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 432
3. 書名 現代フランス法の論点	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	伊藤 洋一  (Ito Yoichi)  (50201934)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授    (12601)	
研究分担者	東 史彦  (Azuma Fumihiko)  (90813759)	上智大学・法学部・准教授    (32621)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関